

一般社団法人医業経営研鑽会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人医業経営研鑽会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を

東京都新宿区新宿1丁目12番9号KSビルNo. 1三階に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、病医院及び介護施設等（以下、「医療機関」という）に対する医業経営コンサルタントを本業として行う者の資質及び見識の向上を図り、医業経営に関する正確な情報の蓄積、並びに会員相互の協働によって多くの医療機関が良質な医業経営コンサルティングを受けられることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に対する教育研修事業を行い、医業経営コンサルタントの資質・能力の向上に関する事業
- (2) 医業経営に関する普及啓発活動を通じて、医療機関が適切なコンサルティングを受けられるよう支援する事業
- (3) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員
 - イ 当法人の目的及び設立趣旨に賛同し、当法人の運営に参画し、発展に寄与する意思のある個人又は法人
 - ロ 正会員は、教育研修事業として行う事例研究会、特別部会及

び教育研修会に参加でき、自ら企画したテーマで教育研修会及び特別部会の講師を務めることができる。

(2) 準会員 イ 当法人の目的及び設立趣旨に賛同し、当法人の活動に参加する意思のある個人又は法人

ロ 準会員は、教育研修会に参加できる。(事例研究会は傍聴のみ可能)

2 正会員及び準会員は原則として個人とし、法人が会員となる場合でも当法人に参加する者を特定し、その参加する者一人一人を個人会員とみなす。

(入会)

第6条 当法人に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を、事務局に提出しなければならない。

(会費)

第7条 当法人の会費は下記の通りとする。

(1) 正会員 月会費10,000円とする。

(2) 準会員 月会費なしとする。

2 月会費は、入会日の属する月から、資格喪失した日の属する月まで納めるものとし、原則として当法人が指定する口座振替システムを利用する。

(登録料・参加費)

第8条 準会員は入会時に登録料として10,000円を支払うものとする。登録料は退会しても返還されない。

2 準会員は当法人が開催する教育研修事業に参加の都度3,000円の参加費を支払う。

(会員資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 死亡、又は会員である法人が解散したとき

(3) 月会費を3ヶ月以上滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、任意様式の退会届を事務局に提出することで、任意に退会するこ

とができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の目的に沿わない医業経営コンサルティングを行ったり、常識外と思われる報酬を医療機関に請求する等の利己主義的な行動をとったと認められるとき
- (3) 当法人の名誉を毀損したとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎会計年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

2 当法人は、毎年4月末日の最終の社員名簿に記載又は記録された正会員をもって、その会計年度に関する定時社員総会において権利を行使することができる者とし、招集通知を発送する日において社員名簿に記載又は記録された正会員をも

って、臨時社員総会において権利を行使することができる者とする。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、総正会員の10分の1以上の正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求された場合には、請求があった日から20日以内に社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席（ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等でのシステムによって参加した者を含む。以下同じ）し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) その他法令又はこの定款で定める事項

(代理・書面表決等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面、ファクシミリもしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第20条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみます。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及び結果、その他の一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録して議事録を作成し、議長がこれに記名押印又は電子署名し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会規則)

第22条 社員総会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員

(役員)

第23条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上8名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち、1名を副会長とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 役員任期は、理事は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで、監事は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は他の在任役員任期の残任期間と同一とする。

3 第23条第1項で定める理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(開催)

第32条 通常理事会は、毎年定期に、年5回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第101条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号又は第5号により理事又は監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を

開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及び結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録して議事録を作成し、代表理事及び出席した監事がこれに記名押印又は電子署名し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第37条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 収支計算書

2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会に報告して承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 監査報告書
- (4) 役員名簿
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第42条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第43条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の委託先は社員総会において決定する。

4 事務局には、その職務を執行するために必要な委託費を支払うものとし、委託費の金額は社員総会において決定する。

第9章 認定アドバイザー

(設置)

第46条 当法人に、医療機関が適切なコンサルティングを受けられるよう支援する事業として、医業経営に関する分野の専門的知識や豊富な実績があり、その分野における指導助言者と認められる者（以下「認定アドバイザー」という）を数名置くことができる。

(認定)

第47条 認定アドバイザーは、理事会の承認を経て、会長が認定する。

(資格)

第48条 認定アドバイザーは正会員でなければならない。

(職務)

第49条 認定アドバイザーは、当法人の正会員又は正会員の関与先や相談者等の相談に応じて専門的な助言を行い、正会員の関与先拡大や関与先への医業経営コンサルティングの質の向上を支援する。

(呼称)

第50条 認定アドバイザーに認定された者は、自らが呼称したい名称があるときは、当法人にその名称の使用許可を申し出ることができ、理事会で使用許可された場合にはその名称を呼称できる。

(任期)

第51条 認定アドバイザーの任期は特に定めないが、次の各号の一に該当する場合には認定を抹消する。

(1) 当法人の正会員でなくなったとき

(2) 長期間（概ね半年以上）事例研究会又は特別部会に参加しないとき

- (3) 正当な理由がないのに正会員からの相談を断り続けたとき
- (4) 指導助言者として適格性を欠くと理事会で議決されたとき

(報酬)

第52条 認定アドバイザーに認定された者には、相談頻度に応じて報酬を支給する。

2 上記報酬の詳細は理事会で決定する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 当法人の公告は、電子公告によって行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法によって行う。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第54条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成31年4月30日までとする。

(設立時の役員等)

第55条 当法人の設立時理事、設立時会長及び副会長並びに監事は、次に掲げる者とし、その任期は、第27条第1項の規定にかかわらず、設立初年度の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

設立時理事 西岡秀樹、近藤隆二、竹居泰子、岸部宏一、鳴海英俊

設立時会長 西岡秀樹

設立時副会長 近藤隆二

設立時監事 小林 弘

(設立時社員の氏名及び住所)

第56条 設立時社員の氏名及び住所は、次とおりである。

住 所 東京都調布市緑ヶ丘一丁目10番地27

設立時社員 西岡秀樹

住 所 横浜市青葉区すすき野二丁目4番地

すすき野第二団地7棟504号

設立時社員 近藤隆二

住 所 東京都文京区湯島2丁目22番4-1102号

設立時社員 竹居素子

住 所 横浜市中区山下町87番地1

クリオレミントンハウス山下公園1306号室

設立時社員 岸部宏一

住 所 さいたま市大宮区天沼町1丁目267番地9

設立時社員 鳴海英俊

住 所 東京都文京区白山4丁目21番13号

設立時社員 小林 弘

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。